

議 第 1 8 号 議 案

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書の
提出について

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和3年9月21日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 尾 崎 孝 好

賛成者 同 篠 田 剛

同 勝 山 祥

同 川 畑 勝 弘

同 根 岸 操

同 伊勢田 幸 正

提 案 理 由

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された場合においても議会として急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められることが想定されている。

そうした中、富士見市議会においては今定例会中にこうした事態に迫る状況が現実のものとなった。

定足数を満たす人数の議員が議場（招集場所）に参集出来ない状態でも、議案審議、表決などの議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会としての権能を果たすことができず、そうしたことによる議会不要論が増幅することは想像に難くない。

昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英国議会ではオンライン議会を実用化している。

しかしながら我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難とされている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付総行第117号で、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を発出したが、本会議でのオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限定的なものとなる。

また、議会の意思形成過程である委員会審議においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、非常時には地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とする、下記の主旨で地方自治法を改正するよう強く要請する。

記

- 1 地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集または議

場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	菅義偉	様
総務大臣	武田良太	様
デジタル大臣	平井卓也	様